物価高騰対策支援金Q&A 児童養護施設等について(令和5年1月18日時点)

No	内容	質問	回答
1	対象について	支援の対象を教えてください。	熊本県が所管する児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設、自立援助ホーム、ファミ リーホーム、里親を対象とします。
2	対象について	委託児童がいない里親も、支援の対象となりますか。	委託児童のいる里親が対象です。
3	対象について	委託児童が有無はいつ時点で判断されますか。	令和4年(2022年)12月31日時点です。
4	対象について	熊本市の登録里親ですが、県からの委託児童がいるので対象になりま すか。	県の養育里親名簿若しくは養子縁組里親名簿に登録されている者又は児童福祉法第6条の 4第3号に基づき知事が適当と認めた者が対象なので、熊本市の登録里親は対象外です。
5	対象について	熊本市の登録里親は、支援金を受け取れないのでしょうか。	熊本市も県と同様に物価高騰対策の事業を実施されていますので、熊本市児童相談所 (096-366-8181) までお尋ねください。
6	支援金の額に ついて	支援金の額はどのように決まるのですか。	・児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設、自立援助ホーム、ファミリーホームについては、令和4年(2022年)12月31日時点の定員で決まります。定員に区分を設け、区分ごとに定額を支給します。 ・里親については、令和4年(2022年)12月31日時点で委託児童のいる場合、一律2万円を支給します。